

佐賀県告示第308号

佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式(平成21年佐賀県告示第170号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式様式第127号の規定は、平成29年度以後に発生し及び県に帰属した債権から適用し、平成28年度以前に発生し及び県に帰属した債権については、なお従前の例による。

平成29年3月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表				別表			
様式番号	様式名	規則の関係規定	備考	様式番号	様式名	規則の関係規定	備考
略				略			
第10号	納入通知書兼 領収証書	第45条、第46条、第47条、第48条、第96条、第134条、第135条、第139条、第171条	略	第10号	納入通知書兼 領収証書	第45条、第46条、第47条、第48条、第96条、第134条、第135条、第139条、第171条	略
			個別システム 手書用				個別システム 手書用
			<u>母子父子寡婦 福祉資金手書 用</u>				
			就農支援資金 貸付金償還金				就農支援資金 貸付金償還金
			略				略
第11号	納入書	第45条、第46条、第47条、第48条、第96条、第134条	略	第11号	納入書	第45条、第46条、第47条、第48条、第96条、第134条	略
			個別システム 手書用				個別システム 手書用
			<u>母子父子寡婦 福祉資金手書 用</u>				
			県営住宅				県営住宅

改正前				改正後			
第12号	納入領収済通知書	第45条、第46条、第47条、第48条、第51条、第96条、第134条、第194条	略	第12号	納入領収済通知書	第45条、第46条、第47条、第48条、第51条、第96条、第134条、第194条	略
			個別システム手書用				個別システム手書用
			母子父子寡婦福祉資金手書用				
			就農支援資金貸付金償還用				就農支援資金貸付金償還用
			略				略
略				略			

様式第10号(母子父子寡婦福祉資金手書用)、様式第11号(母子父子寡婦福祉資金手書用)及び様式第12号(母子父子寡婦福祉資金手書用)を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
様式第87号		様式第87号	
略		略	
予定価格	円	予定価格	円
		<u>入札書比較価格(予定価格の100/108)</u>	円
最低制限価格等	円	最低制限価格等	円
略		略	
略		略	

様式第127号を次のように改める。

債権整理簿

年度	債権の名称	調定予定日	金額 (円)	債権の内容						調定年月日	備考
				債権発生日(契約日、使用許可日等)	期間(契約期間、使用許可期間等)	債権総額 (円)	債務者名	債務者住所	連絡先		
							()	()			
							()	()			
							()	()			
							()	()			
							()	()			
							()	()			
							()	()			

- 注 1 調定予定日の属する年度別にそれぞれ別葉に整理すること。
 2 ()内には保証人の住所氏名を記入すること。
 3 履行延期の特約等を行った場合は、備考欄にその旨を記載すること。